

第134回 八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会会議録

開催日時	令和3年(2021年)12月2日(木)午後3時から午後3時28分まで
開催場所	八王子市役所 本庁舎事務棟3階包括外部監査室及びウェブ会議
出席者氏名 (審議会)	橋本基弘会長、水野義嗣副会長、加藤隆之委員、鈴木浩司委員、宮内宏委員、山本法史委員、石井修一委員、上條弘次委員、田辺勉委員、村上康二郎委員、福島良樹委員
出席者氏名 (事務局)	市川厚夫公文書管理課課長、越智博明同課主査、内村美月同課主任、天野高延同課相談員
出席者氏名 (説明者)	小林勝己子育て支援課課長、同課木村雅哉主査
欠席者氏名	花形守康委員、堀麦枝委員
議 題	審議事項 令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業の実施に係る個人情報 の目的外利用について その他
公開・非公開の別	公開。
傍聴者の数	なし
配布資料	1 第134回八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会次第 2 審議事項の資料

【橋本会長】 それでは、第134回の八王子市情報公開・個人情報保護審議会を開催いたしたいと思います。

委員の皆さんにおかれましては、急遽お集まりいただきまして、ありがとうございました。

それでは、本日でございますけれども、事務局から出席の確認はいただいておりますが、本日欠席の委員の方は、花形委員と堀委員とのことです。定足数を満たしておりますので、適法に審議会は成立しています。

なお、あらかじめ、お配りしておりますけれども、各委員の出席場所につきましては、

出席名簿に書いておりますとおりでございます。よろしくお願いいたします。

審議会は原則、公開ということになっています。もし申請がありましたら、市役所の本庁のウェブ会議画面を視聴するという形で御傍聴いただくということになっています。

これでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

【橋本会長】 ありがとうございます。

それでは、早速審議に入りたいと思います。

諮問第173号でございます。実施機関の入室をお願いしてよろしいですか。

事務局から何かございますか。

【越智主査】 実施機関、準備できておりますので進行をお願いいたします。

【橋本会長】 どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、入室をお願いいたします。

〔諮問第173号の実施機関入室〕

【橋本会長】 本日の審議事項「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業の実施に係る個人情報の目的外利用について」でございます。審議に先立ちまして、諮問要旨等について、事務局から説明をよろしくお願いいたします。

【越智主査】 諮問要旨について説明いたします。

まず、説明に先立ちまして、ウェブ利用規約について御説明いたします。

市がMicrosoft Teamsを使って主催するウェブ会議形式を取りますので、市がウェブ会議を主催するに当たっては、利用規約を作成し、参加者に御一読いただく規定となっております。

2点目として、会議録について説明とお願いがございます。

皆様の発言を全て録音いたしまして、録音データを基に会議録を作成します。録音の方法についてですが、音声のみをICレコーダーで録音する方法を取ります。ただし、機材トラブルや回線不具合が生じた場合は、ウェブ会議システム上のレコーディング機能に切り替え、音声及び映像を録音・録画する場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

録音データを確認する関係から、御発言の際は、挙手又は挙手ボタンをクリックの上、お名前を名のられた上、御発言をお願いいたします。

それでは審議事項の説明をさせていただきます。PDF資料の5ページ目を御覧ください。

なお、PDF資料には、注釈機能を使って、紙でいうタグに当たるものをつけております。ページの区切り位置の確認に御利用ください。資料説明の際は、PDF上のページ数を御案内しながら御説明します。

それでは、審議事項「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業の実施に係る個人情報の目的外利用について」を説明します。

各種報道もされていますが、年内に5万円を支給する事業です。支給に当たり、児童手当支給等の目的で実施機関が保有する情報を利用する必要が生じますが、国から「児童手当の上乗せではない」とする見解が示されているため、目的外利用について審議会意見を求めるものです。本案件につきましては、実施機関が、子ども家庭部子育て支援課ですので、同課の職員が同席しております。

事務局からは以上です。

【橋本会長】 ありがとうございます。

それでは、実施機関から説明をお願いいたします。

念のために、御所属とお名前を教えてください、進行をお願いいたします。

【小林課長】 それでは、委員の皆様、こんにちは。私は、八王子市役所の子ども家庭部子育て支援課長の小林と申します。本日はどうぞよろしくをお願いいたします。

隣におりますのは、事務担当の主査の木村でございます、同席をさせていただいております。どうぞよろしくをお願いいたします。

【木村主査】 木村です。よろしくをお願いいたします。

【小林課長】 では、私から御説明をさせていただきたいと思います。

まずは、日頃から子育て支援施策に御理解、御協力を賜り誠にありがとうございます。また、本日はお忙しい中、お時間を頂戴いたしまして、重ねて御礼申し上げます。ありがとうございます。本日は、どうぞよろしくをお願いいたします。

早速ですが説明に入らせていただきます。

まず、給付金事業の概要から御説明申し上げます。資料ですね、通し番号で11ページを御覧いただければと思います。

先ほど、事務局からもお話がありましたとおり、国は令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業の実施を決定いたしまして、つい先日の11月26日付で都道府県知事宛てに、この通知が発出されたところでございます。通知の4行目の後半のところからになりますけれども、児童を養育している者の年収が960万円以上の世帯を除き、高校生までの児童一人

当たり10万円相当の給付を行うものです。その中で、5万円については、現金を迅速に支給することとし、児童手当の仕組みを活用し、年内に支給を開始するとされております。

続きまして、めくっていただいて12ページを御覧ください。10万円相当の給付のうち、5万円の支給につきましては、国の定めた支給要領におきまして、子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）という名称で表されております。この要領の、第1、支給対象者の部分ですが、アのところでは、令和3年9月分の児童手当法による児童手当の受給者とされておりまして、申請者は父母等に当たります。イでは、令和4年3月31日までの新生児の父母等が対象とされております。

続きまして、13ページを御覧ください。第2、対象児童の部分でございますが、アとして支給対象者に支給される令和3年9月分の児童手当に係る児童。イとしまして、令和4年3月31日までの間に出生した児童が対象児童として規定されております。

続きまして、第3、支給額につきましては、対象児童一人につき5万円とされております。

続きまして、次の14ページを御覧ください。2の支給の方法（1）の部分ですが、市は児童手当関係情報等（過去の児童手当支給情報、加えて令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金関係情報等を含む。）を参照の上、支給対象者に対し支給の申込みを行うとされております。また、公務員など児童手当を職場から支給される者については、市は児童手当情報等により、所得額や口座情報などを把握できる場合に支給の申込みを行うとされております。市から支給の申込みを受けた対象者は、口座に変更があった場合や受給を辞退する場合は、御本人から届出を行うものとされまして、市はこういった届出がない方に対しまして受給の意思を確認したものとして、口座へ振り込むというような制度設計になってございます。

続きまして、15ページを御覧ください。（6）の部分ですが、この先行給付金は児童手当等と同じ口座、または届出により指定された口座へ支払うこととされております。一番下の3、支給開始日としまして、年内の支給を目指し可能な限り速やかに開始するとされております。

事業の概要は以上でございます。

続きまして、諮問書の内容について若干御説明を申し上げたいと思います。

資料の5ページを御覧ください。1番のところですね、個人情報を取り扱う事務の名称は子育て世帯への臨時特別給付事務というところでございます。

2の(1)個人情報を取り扱う事務の主管課につきましては、子ども家庭部子育て支援課です。ただし書の部分につきましては、今後、庁内で臨時組織の運営が想定されておりますので、そのことを示しております。

(2)目的外利用の対象者及び対象となる個人情報のアとイにつきましては、給付金の対象者に対し、児童手当及び令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金のほか、子育て支援課が所管するその他の手当や、医療費助成制度の関連情報についても使用していかうとするものです。

ページをめくっていただいて、通し番号6の(3)目的外利用となる理由の部分でございますが、現に所有している情報はこれらの各種手当等のために収集した情報でございますが、この度の給付金のために収集した情報ではございませんので、目的外の利用になるということで認識しております。

続きまして、8ページを御覧ください。中段、3、個人情報の目的外利用を行う理由につきましては、先ほど事業の概要で御説明しましたとおり、この給付金につきましては、早期、特に年内の支給を目指し、速やかに支給を行う上で児童手当のほか、既に所有する情報の活用が想定されているというところのものでございます。

その下、4、目的外利用を行う期間につきましては事業の実施期間を、5番の個人情報の保護措置につきましては、管理及び規定を遵守して対応していくことを、6番、本人通知につきましては、その旨を書面等で表現していくということを考えております。

9ページには、先ほど申し上げた数々の手当等の名称とそれに対する対象者の区分を示しております。これらの手当等の情報に含まれる口座情報若しくは所得判定のための情報を今回の給付金の支給事務でも使用していかうということでございます。

10ページには、子育て特別給付金事務のフローということで、流れの概要を載せております。左側にゼロから中学生、右側に高校生としまして、それぞれ対象者の抽出のために情報を利用するということを示しております。抽出により、の部分を経まして、対象が確定しましたら、それぞれの情報を使って、次にの部分ですが、対象者の方に通知を送付します。申請を要さない方については、申出がなければ児童手当等の口座に支給をいたします。申請が必要な方につきましては、の部分ですが市へ申請をしていただき、市の部分ですが指定された口座へ支給するといった流れになってまいります。

諮問書につきましては、以上でございます。

最後に、今回の給付金に対する本市の対応状況を簡単に御説明しておきます。11月26日

付の国からの通知に基づきまして、本市といたしましては、今後、段階的に支給を行っていくものでございますが、年内給付が想定されている対象者には、極力年内に支給ができるよう、現在急ピッチで支給の準備を行っているところです。支給に当たりましては、金融機関への依頼が必要であり、データの作成、会計事務等が事前に必要ということもあります。また、対象者への支払決定通知の作成や郵送の準備も早期に進める必要があります。特に本市の場合、対象者数も非常に多いため、一部業務委託も必要ということになっております。1日でも早く情報を利用した準備事務に着手する必要がある状態でございます。一方、また、期間があまりにも短いようなところと、その対象者数が膨大であるということもございますので、対象者の方御本人からの同意を得るいとまがないというような状況でもございます。

以上、所管課から概要や状況を御説明させていただきました。審議につきまして、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

【橋本会長】 どうもありがとうございました。皆様の方からいかがでしょうか。何かお気付きの点、御不明な点ありましたらどうぞよろしくお願いいたします。

【〇〇委員】 よろしいでしょうか。

【橋本会長】 どうぞよろしくお願いいたします。

【〇〇委員】 基本的なことを少しお伺いしたいのですが、先行給付金という表現があったのですが、それは取りあえず5万円を現金給付するというものを先行給付金というように表現しているのでしょうか。

【橋本会長】 いかがですか。

【小林課長】 国からは、部分的に通知が出てきているところでございまして、今のところはこの通知のみが発出されておりますので、この5万円の部分だけが先行給付金として示されているところでございます。

【〇〇委員】 そうすると、諮問がかけられているのは、先行給付金の現金5万円の区分だけで、残りの5万円分については、今回の対象区分になっていないという理解でよろしいでしょうか。

【小林課長】 国では、今後、クーポンの部分とか、非課税世帯の10万円の部分とか、その辺りを実施していく方向で、検討は進められているようなのですが、今のところ詳細の情報は一切入ってきておりません。具体的な事務の実施方法が示されてお

るので、現段階では先行給付金のみの審議をお願いしたいというところでございます。

【〇〇委員】 分かりました。

【橋本会長】 〇〇先生、よろしいですか、

【〇〇委員】 はい。以上です。

【橋本会長】 ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。

今の〇〇委員の御質問とかかわるのですが、そうするとこの後半部分の後続の給付というところについては、場合によっては、また改めて諮問いただくというようなことになりますか。

【小林課長】 繰り返しになってしまいますが、やはり先の状況が見えない中でございますので、必要がありました際には、改めてお願いすることになるのではと考えております。

【橋本会長】 分かりました、ありがとうございます。

いかがでしょうか。国の事業ということであって、これもやらざるを得ない部分でありますけれども。

分かりました。ありがとうございます。それでは、もし質問がないということでありましたら、これで実施機関の方々には御退席していただき、そのまま審議に入りたいと思います。

どうもありがとうございました。

【小林課長】 ありがとうございました。

【木村主査】 ありがとうございました。

〔諮問第173号の実施機関退室〕

【橋本会長】 ありがとうございます。それでは、事務局に代わっていただきます。御質問いただき、御異議がないということかと思えますけれども、何か御意見等いかがでしょうか。

では、答申の文案をお示ししていただいた上で、御検討いただいた方がよろしいかと思

います。それでは、今の説明を踏まえまして、答申の文案をお示ししていただければ助かります。よろしいですか。

【内村主任】 P D F の資料の最後のページを御覧ください。

記書き以下をお読みいたします。本件個人情報の目的外利用については、子育て世帯へ

の臨時特別給付金を円滑に支給するために合理的と考えられるので、公益上必要であると認めます。

付記、個人情報を適正に管理するとともに個人情報保護のルールを遵守すること。

【橋本会長】 ありがとうございます。この文案についてはいかがでしょうか。

【水野副会長】 急いでいらっしゃるようなのですが、時間的に間に合うのでしょうかね。

【越智主査】 実施機関に確認をしております、本日が本当に瀬戸際といたしますか、本日、答申をいただけた場合は、明日から着手をしてという運用で、何とか年内に振込というタイトなスケジュールと聞いております。

【水野副会長】 すみません。

【橋本会長】 それは大変な仕事だなと思いますけれども、同情を禁じ得ないところでございます。

今、御覧いただきました、PDFでいきますと最後の72ページにございます、この答申の文案で確定してもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

【橋本会長】 ありがとうございます。

それでは、このような形で審議会としては、答申を出させていただくと。出したいと思えます。

それでは、これにて173号の審議を終了いたします。

続きまして、(2)その他でありますけれども、事務局の方から何かありましたらよろしく申し上げます。

【越智主査】 事務局から、2点ございます。

1点目が、次回の日程についてです。審議会の次回の日程については、既に調整させていただいております、2月21日、月曜日、午後2時から4時を予定どおり開催させていただきますので、よろしく申し上げます。

また、この前に特定個人情報、マイナンバーの保護評価分科会のメンバーの皆様におかれましては、1月20日に分科会の御審議をいただく予定となっておりますので、そちらもよろしく願いいたします。

日程については以上になります。

もう1点、内村からお話しさせていただきます。

【内村主任】 もう1点、事務局からの確認です。

先日、会議録の確認ということで130回から132回の各回に御出席された委員の皆様に、会議録の確認をお願いしているところで、まだ回答をいただけていない委員の方がいらっしゃるのでは、もし修正がなければ電話での連絡でも構いませんので御連絡いただくようお願いいたします。

以上です。

【橋本会長】 これまでは、会議録については紙で送ってもらっていたケースが多かったと思います。ワードなどのファイルでも十分確認できるのではないかなと思います。そんなところをぜひ御検討いただければと思います。ありがとうございました。

それでは、特定個人情報保護評価分科会のメンバーで、水野座長、加藤委員、宮内委員、村上委員は1月20日にも御審議いただくということでよろしくをお願いいたします。

それでは、急遽お集まりいただきましてありがとうございました。

これにて、第134回の八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会を閉会いたします。どうもありがとうございました。